

# 青森県報

第四千九十九号

平成二十七年  
十二月二十五日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定	健康福祉課	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	同	一
生活保護法による介護機関の指定	同	二
右 同	同	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出	同	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	同	二
右 同	同	二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	高齢福祉課	三
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定	みらい課	三
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	水産振興課	三
公共測量の終了	監理課	四
県道路線認定に関する告示	道路課	四
県道路線廃止に関する告示	同	四
道路の区域の決定	同	五
公有財産の売却に係る一般競争入札	行政経営管理課	五

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……(会計管理課) ……六

## 告 示

青森県告示第九百七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
とわだ循環器内科	十和田市西十一番町四〇の三一	平成二七・一

青森県告示第九百八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
株式会社アインファーマシーズ アイン薬局 弘前本町店	弘前市大字本町四八の一	平成二七・一・三
アイン薬局八戸店	八戸市大字田向字間ノ田六四	" "
アイン薬局八戸東店	八戸市大字田向字毘沙門前三の九	" "

アイン薬局十和田店 アイン薬局野辺地店 野辺地調剤薬局 アイン薬局東通村店	十和田市西十二番町一の一五 上北郡野辺地町字鳴沢一八の三 上北郡野辺地町字鳴沢九の九 下北郡東通村大字砂子又字里一の二〇	" " " "
--	---	---------

青森県告示第九百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称 株式会社アイ セイ薬局	主たる事務所 所在地 東京都千代田 区丸の内二丁 目二の二	居宅介護 事業の種類 居宅療養 管理指導	名 称 アイセイ薬局 白山台店	所 在 地 八戸市東白山 台三丁目二〇 の七	指 定 年月日 平成 二七・三・一
-----------------------	---	-------------------------------	-----------------------	---------------------------------	----------------------------

青森県告示第九百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称 介護予防事業者 主たる事務所 所在地	介護予防 事業の種類	名 称 介護予防事業所 所 在 地	指 定 年月日
---------------------------------	---------------	-------------------------	------------

株式会社アイ セイ薬局	東京都千代田 区丸の内二丁 目二の二	介護予防 居宅療養 管理指導	アイセイ薬局 白山台店	八戸市東白山 台三丁目二〇 の七	平成 二七・三・一
----------------	--------------------------	----------------------	----------------	------------------------	--------------

青森県告示第九百十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称 株式会社アインフ マシース アイン薬局 弘前本町店	所 在 地 弘前市大字本町四八の一 八戸市大字田向字間ノ田六四 八戸市大字田向字毘沙門前三の九 十和田市西十二番町一の一五 上北郡野辺地町字鳴沢一八の三 上北郡野辺地町字鳴沢九の九 下北郡東通村大字砂子又字里一の二〇	平成二七・一〇・三 " " " " " " "
--	---	----------------------------

青森県告示第九百十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例によ

る生活保護法」という。(第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二丁目二の二	アイセイ薬局 白山台店	八戸市東白山台三丁目二〇の七	平成 二七・三・一
居宅療養管理指導		居宅介護支援事業所		

青森県告示第九百十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業者		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二丁目二の二	アイセイ薬局 白山台店	八戸市東白山台三丁目二〇の七	平成 二七・三・一
介護予防居宅療養管理指導		介護予防居宅療養管理指導		

青森県告示第九百十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社一成	弘前市大字境関字亥ノ宮五三の四	居宅介護支援事業所 円	弘前市大字三世寺字月見野五三の一	平成 二七・三・二

青森県告示第九百十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田村眼科	黒石市一番町一八三	平成 二七・二・一六

青森県告示第九百十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第八十八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めため、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字白糠字浜通四〇 伊勢田 賢太郎 下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三の二 伊勢田 啓吉	白糠区域及び小田野沢区域及び白糠漁業協同組合の地区及び小田野沢漁業協同組合の地区	総トン数四トン以上五トン未満の漁船により行う漁業であつて、いかづり漁業とこのなご樺受網漁業を併せ営む漁業であつて甲の地区の者が行う漁業

青森県告示第九百十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関 青森市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の期間 平成二十七年五月二十日から同年十二月八日まで
- 四 測量の地域

青森市石江地区

青森県告示第九百十八号

県道路線認定に関する告示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

整理番号	路線名	終起点	重要な経過地
二八七	奥津軽いまべつ停車場線	奥津軽いまべつ停車場 今別蟹田線交点(東津軽郡今別町)	

青森県告示第九百十九号

県道路線廃止に関する告示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

整理番号	路線名	終起点	重要な経過地
二四四	今別停車場線	今別停車場(東津軽郡今別町大字今別) 今別蟹田線交点(東津軽郡今別町大字今別)	

青森県告示第九百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により通知する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年一月二十四日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 奥津軽いまべつ停車場線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
東津軽郡今別町大字大川平字清川一〇五の四から 東津軽郡今別町大字大川平字深沢一三の七二まで	一一・〇〇メートルから 三三・九〇メートルまで	一一三三・三〇メートル	

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地積（平方メートル）
青森市松原二丁目五の一	宅 地	五六七・七二
青森市大字新城字平岡一七四の五〇	宅 地	一、一四五・〇五
青森市桂木四丁目六の七	宅 地	八六六・六四
八戸市是川四丁目三の四	宅 地	五七七・五六

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部行政経営管理課

青森市中央一丁目一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

平成二十八年一月二十二日 午前九時から

平成二十八年一月二十八日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎 西棟七階B会議室  
4 開札日時

平成二十八年二月十日 午前十時から  
開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額  
契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期  
落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限  
契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 四百九台

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一  
四 契約の方法  
一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日  
平成二十七年十一月二十六日

六 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

七 契約金額

三千五百四十二万四千円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した仕様に関する調書等を出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十七年十月十六日

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭